

令和5年9月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月5日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年9月5日(火) 午前9時00分
散 会 日 時	令和5年9月5日(火) 午後3時05分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第71号	市道の路線の廃止について	原案可決
第72号	市道の路線の認定について	原案可決
第77号	令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第79号	令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認定
第81号	令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第82号	令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第84号	令和4年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第85号	令和4年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	三 村 正
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課副参事	林 信 敏
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	宮 澤 祐 紀
道路課副参事	田 口 裕 一
道路課副参事	酒 井 孝 之

(上下水道部)

上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
水道課副参事	大 網 岳 志

下水道課副参事

関根好一

吹上支所長

岡田和弘

川里支所長

山縣一公

書記 佐伯幸子

書記 大谷直樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第71号 市道の路線の廃止について、議案第72号 市道の路線の認定について、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち所管する歳入歳出、議案第79号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第81号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第82号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第84号 令和4年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第85号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案8件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第71号及び議案第72号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第77号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第79号、議案第81号、議案第82号、議案第84号、議案第85号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正及び決算については予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。  
この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第71号及び議案第72号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第71号及び議案第72号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。内容につきましては、廃止2路線、認定2路線です。

初めに、市道の路線の廃止2路線についてご説明いたします。議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B-735号線でございますが、起点を鴻巣市松原3丁目4438番地とし、終点を鴻巣市松原3丁目4440番3地先とします。幅員1.82メートルから4.01メートル、延長50.31メートルの路線で、開発行為に伴い一部開発道路となることから廃止するものでございます。

続きまして、次のページ、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道川2082号線でございますが、起点を鴻巣市広田字北原3425番1地先とし、終点を鴻巣市広田字北原3407番地先とします。幅員1.80メートル、延長181メートルの路線で、市有財産の処分に伴い廃止するものでございます。

続きまして、路線の認定についてご説明いたします。次のページの図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。路線の認定につきましては、本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道B-538号線でございますが、起点を鴻巣市松原3丁目4438番7地先とし、終点を鴻巣市松原3丁目4439番1地先とします。幅員4.01メートルから6.40メートル、延長81.70メートルの路線で、議案第71号により廃止するB-735号線の一部と開発事業による道路の帰属に伴い認定する

ものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。市道川2388号線でございますが、起点を鴻巣市広田字北原3425番2地先とし、終点を鴻巣市広田字北原3416番地先とします。幅員1.76メートルから1.83メートル、延長92.28メートルの路線で、議案第71号により廃止する市道川2082号線の一部について再認定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第71号及び議案第72号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢島) 現調お疲れさまでした。1点お伺いします。

今日の現地調査の関係で、前乗りの職員も含めて、それから委員の対応、説明者も含めて何人の職員が今日の現調に携わったのか、その人数を教えてください。

(委員長) 答弁を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) 今のご質問ですが、何人携わったかというご質問なのですけれども、これは今先ほど現地確認に行った職員と、あとその他もろもろこの事務に携わった職員という形でよろしいでしょうか。

(矢島) はい。

(都市建設部参事兼道路課長) 延べ人数のおおよそでよろしいでしょうか。こちらは、管理担当といろいろな部署を合わせまして大体……申し上げます。今現地確認に携わった職員のほうが19名、そのほか事務のほうでいろいろと作業をしているのが、管理担当が6名いらっしゃいますので、おおよそですが、延べでいくと23、25、そのようなぐらいだと思ひ

ます。

(矢島) ありがとうございます。これだけの職員の方が今日だけでも対応して、なおかつもうこれは委員の義務ですけれども、委員もこれだけ携わって、経費に換算すると相当な経費がかかっていることだと思えます。この今回の道路の認廃について、例えばこの認廃しなければいけない原因者にその負担を求めることはできないのか、何らかの形で費用負担というのは求めることができないのかって、そういう条例なり設けることができないのかお伺いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路の認定におきましては、道路管理者がある路線を自らの道路とするために道路の認定を行うものでございます。道路の認定を行うことによって道路法の規定が適用されることとなります。道路の認定を行わないと道路管理権を行使できなかつたり、必要な制限が働かないということがあるため、原因者に費用負担は求めず、道路管理者で道路の認定を行っている状況でございます。道路の廃止につきましても、払下げの場合、道路の廃止を行うことで道路法上の道路でなくすなり、払下げが可能となります。また、開発道路により同一路線となる道路を廃止し、管理の都合上、1路線として管理するために道路の廃止を行います。道路管理者がある路線を自らの道路とするために道路の認定を行ったため、道路の廃止についても原因者に費用負担は求めず、道路管理者で道路の廃止を行う状況だと考えております。

費用負担に関してなのですけれども、埼玉県のように、負担を求めることができないかちょっと確認を取らせていただきました。その中で、北本県土管内において手数料を徴収している市町村はございません。また、埼玉県内の手数料を徴収している事例もないということで埼玉県のように確認を取らせてもらっております。なので、今後道路法の改定や県内市町村の動向を注視しながら考えていきたいと思えます。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。原因者に負担を求めないこととしているということですが、求められないのか、それとも今お話があ

ったように求めないこととしている、そういう基準を設けていることなのかということ、求めるための検討の余地というのはないのか、最後にお伺いします。

(都市建設部参事兼道路課長)手数料徴収条例というものがありますが、その上位法である道路法のほうでその規定がありませんので、求めるのは難しいかなと思います。

(秋谷) いつもいつもこの路線の廃止というか、払下げのときには大体誰かしら聞いているものですが、払下げの単価を教えてくださいか。市道川2082号線のほうだね。

(都市建設部参事兼道路課長) 払下げの単価ですけれども、資産管理課に確認した時点では1平米当たり6,700円です。こちら面積が156.5平米ございますので、おおよそ100万円ですか、計算しても104万8,550円という形で見積もらせていただいております。

以上です。

(秋谷) あと、もう一点、この市道川2082号線と市道川2388号線か、廃止するときの幅員は1.8メートルだったのですけれども、認定するほうになると1.76から1.83って幅員に幅が出た理由は何でしょう。

(都市建設部参事兼道路課長) もともと現状の状況で、幅員ですか、廃止した幅員の1.80は考えておりました。その後、測量をしっかりと行いまして、1.76から1.83という形で確認を取らせてもらっております。

以上です。

(秋谷) そうすると、払下げのときにも詳細な測量というのをやった上で先ほどの払下げの金額になるのかな。確認。

(都市建設部参事兼道路課長) 委員のおっしゃるとおりです。

(金子) 1点ちょっと質問いたします。

先ほどいただいた公図なのですからけれども、ナンバー6のところですね、これは認定のところですからけれども、これについて、言ってみれば一直線ではなくて、ちょっと曲がっていますよね。これは、例えばこれ……やっぱり必要なのだろうな。必要なかどうかということ、ちょっと確認したいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちら川里のほうの図面でよろしかったですか。

(ナンバー6の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。こちら曲がりのところですね。こちら曲がったところは必要でございます。

(金子) というのは、これはこの曲がるところまでが廃止ということで、今度は認定ということで、前の廃止のときもここまでが、曲がるところまでが対象になっていたわけです。この上のほうを見ますと、白い部分がここに出ていますよね。そこのところまでは、これは今までは道路だったのを廃止ということで、今度新しくコの字というか、L字型に認定したのかどうか、ここのところをちょっと確認したいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 申し訳ないです。こちら今赤のラインの入った図面を見ていただければと思いますけれども、こちらもともと起点が3425の2という地先のところから始まりまして、赤で書いてあるL字を通りまして、3406ですか。ごめんなさい、3407です。ごめんなさい。3407のところまで認定をしておりましたが、委員さんがおっしゃっている真っすぐの白いところ、こちらに関しては認定はしていません。

(認定していないのですかの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) はい、認定しておりませんので、廃止も行っておりませんし、再認定の場所でもないということになります。

(金子) 白い部分については、曲がったところありますね。その上の部分については、初めから道路としてはなっていなかったと。そこのところちょっと確認です。お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) こちら法定外道路でございますが、こちらは国からの譲与は受けているのですけれども、道路認定はしていませんという状況でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。  
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第71号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市街地整備課長、建築住宅課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(建築住宅課長) 先ほどご説明しました議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定の歳入のご説明の中で誤りがございました。ページ数でいくと43ページの埼玉県建築動態統計調査交付金の部分で、「埼玉県建築動態統計調査交付金」と申し上げるところを「埼玉県動態統計調査

交付金」と申し上げてしまいました。また、45ページの建築確認申請事務委託金の部分で、「進達事務4件の委託金です」と申し上げなければいけないところを「進達業務4件の委託金です」と申し上げてしまいました。それと、53ページの住宅資金貸付金元利収入の部分で、「資金貸付けを行ったものの償還金です」と申し上げるところを「資金貸与を行ったものの償還金です」と申し上げてしまいました。訂正のほうをお願い申し上げます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 同じく発言の訂正をお願いいたします。

52、53ページの上から3段目の3項1目7節の都市開発資金貸付金元金収入の「都市開発資金貸付金元金収入は」のところの「元金収入」を「元利収入」と発言してしまいました。正しくは元金収入となります。おわびして訂正申し上げます。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、歳出の説明をお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後1時27分)

————— ◇ —————

(開議 午後1時28分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をお願いします。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

質疑につきましては、1人45分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(小泉) それでは、通告順に従って質問をしたいと思います。

通告順ではないやつもちょっと1個やらせてもらいたいのですけれども、293ページの道路維持補修事業、先ほどの説明でアンダーパスポンプ場設備管理委託料のほうで、アンダーパスの下のところには水がたまったときのポンプのオーバーホールですか、オーバーホールということだったのですけれども、これというのは今まで何回ぐらいやって使ってとかという回数とか、時期によってやっているのか、その辺のちょっと回数と使用頻度というのですか、その辺が分かればお願いします。

(道路課副参事) 三谷橋アンダーパスのポンプですけれども、こちら平成25年に供用開始、始まっておりまして、ポンプの運転回数まではちょっと承知はしていないのですけれども、メーカーのほうから10年を目途にオーバーホールを推奨されておりました、それに基づきまして、3台ポンプがありますけれども、そのうちの2台をオーバーホールを実施したものでございます。

(小泉) では、その経過によってという、オーバーホールの時期だと思うのですけれども、これというのの操作方法というのですか、これは雨が降ったときに誰かが行ってやるのか、自動でやるのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

(道路課副参事) ポンプの運転に関しましては、ポンプ井の水位を自動に水位計で取りまして、自動で運転するようになっております。

(小泉) あと、オーバーホールの3台のうち2台というのは、その1台は、もし雨が降ったときに2台をオーバーホールしているうちに雨が降ったときに1台は動くようにということによろしいでしょうか。

(道路課副参事) これ2台にしたのは、ちょっと予算的な部分の結果、2台という形になりました。2台のオーバーホールについても、一度に2台をやったわけではなくて、1台ずつ工場に持ち込んで行っておりますので、現地には2台ポンプが運転できる状態で常に置いてある状態。実際の運用の中でも、水位が多かったりする場合は2台運転まではするように設定されておりますので、現地のほうには2台が運転できるようにということで修繕のほうの経過も取っております。

(小泉) 去年7月に結構雨が降ったかと思うのです。そのときは実際駆

動したかどうかというのは分かるのでしょうか。

(道路課副参事) 昨年7月に大雨が降った際はポンプ2台運転しております。2台したのですけれども、やはり吐き出しが追いつかないので一時的にアンダーパスが冠水をして、通行止めのバルーンが出たという状況を確認しております。

(小泉) 今までそれで道路が通行止めになった回数というのは分かるのでしょうか。

(道路課副参事) 全部の過去からの経過をちょっと今全部承知はしていないのですけれども、毎年大体1回ぐらいは大雨によって冠水、バルーンが出ている状況を確認しております。

(小泉) そしたら、次に296ページの上尾道路接続市道整備事業の測定の進捗状況を教えてください。

(道路課副参事) 上尾道路接続市道整備事業の測定の進捗状況ですけれども、上尾道路と交差する市道の整備路線が9路線ありまして、そのうちの一つ、市道A-2045号線の路線測量を実施しております。今後残りの8路線を順次、路線測量から行っていく予定です。以上です。

(小泉) 上尾道路、もう場所は大体この辺でということを決まっているかと思うのですけれども、その中で結構測量で何回も測量しているとかという、市民の方からまた同じことをやっているのかよというような、私のところにちょっと、ほかの道路ではないところでもそうなのですけれども、そういうのはないような、接続道路は、この道は、事業が変われば変わってしまうかと思うのですけれども、一応大体のめどがついている中で、この接続道路の測量というのは1か所当たり1回ぐらいのペースでやっているのか、その辺の進捗率とその辺の状況をちょっと分かる範囲でお願いします。

(道路課副参事) 令和4年度に市道A-2045号線で路線測量を行ったのですけれども、その路線は次年度につきましては、次に予備設計または詳細設計、次にその後、用地測量と物件調査、次に用地買収、用地補償と、最後に工事をするような形での流れとなっております。

以上です。

(小泉) そうすると、1つの接続道路に対して何回も測量しなければいけないのか、その辺ちょっと伺います。

(道路課副参事) 測量といいましても、いろいろと路線測量の後に、今回の路線測量は道路の線形を形取る路線測量、その後の用地測量というのは各道路に面した土地の方の土地の境界を確認する測量がありまして、名目上測量が何回も続くのですけれども、それぞれ違った測量を行っていきます。ただ、その路線で皆さんにいろいろ、地権者さんに周知する中で、またかよというお声はあると思います。

(小泉) 完成させるまでは時間があると思うのですけれども、今現在、鴻巣市内においての全体の割合というのを分かる範囲で伺います。

(道路課副参事) 大宮国道事務所の上尾道路の進捗状況でよろしいでしょうか。

(小泉) そうですね。今、上尾道路の接続道路に関する進捗状況って分かるのですか。上尾全体のは多分上尾道路のほうで、鴻巣市内においての接続道路が何か所あるとかというのも数字的にあると思うので、その今回測量するに当たって、10本あるうちの今2本やっていたら20%ですよというところだと思うのですけれども、その辺のちょっと割合的な部分で。

(道路課副参事) すみません。割合はちょっと、パーセントは出ませんが、今後、上尾道路に接続する市道を9路線整備する予定でおりまして、そのうちの一つが路線測量として始まりました。

以上です。

(小泉) 次に、296、同じページの橋梁維持事業についてなのですが、これの現在の基準に対しての改修が必要な橋は今何件ぐらい残っているのでしょうか。また、それと……1件ずつのほうがいいかな。1件ずつでやりましょうか。では、それをお願いします。

(道路課副参事) お答えします。

橋梁の改修が必要な橋は何橋あるのかということでお答えいたします。改修が必要な橋につきましては、橋梁点検におきまして、早期に措置を

講ずるべき状況の3判定という判定がございまして、それと今年度改修する1橋を含めまして18橋となっております。今後は、改修の必要性とかそういったものを判断しまして、地元の自治会ですとか、そういったところと協議を行いながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

(小泉) 周りの自治会との話合いとかという部分はあると思うのですが、けれども、18橋これから改修しなければいけないということで、ペース的には1年に1橋ぐらいの、ペース的にはどのぐらいの割合かちょっと伺います。

(道路課副参事) 令和4年度につきましては2橋の改修を行いまして、今年度1橋の改修を予定しておりますが、大体平均しますと1橋、2橋ぐらいのペースで改修のほうを行っております。以上です。

(小泉) あと、流木撤去調査業務委託料なのですけれども、これをやることによってどのような成果があるのかを伺います。

(道路課副参事) 流木撤去の調査につきましては、荒川に架かります滝馬室の冠水橋の流木よけ、橋脚を守るために流木よけが橋の上流にあるのですけれども、そこに流木が大分堆積してしまっていて、そちらについて、荒川上流河川事務所の履行検査の際に撤去について検討するようということでご指摘をいただきまして、検討を始めたところです。クレーン等を使って当初は流木の撤去ということを計画したのですけれども、冠水橋そのものの耐荷重、また幅員等の関係で、大型のクレーン車を乗り入れて、クレーンで撤去するということが困難だということが判明しまして、その中で水中にある流木の量だとか、見えていない部分の流木の量だとか、どういう力をかければ流木が撤去できるかということ进行调查する目的、また可能であればその際に調査をしながら流木は撤去できればということも視野に入れながらの調査だったのであるけれども、実際のところ、現地のほうで兩岸に、岸の両サイドにワイヤを張りまして、そのワイヤを使って索道、ケーブルカー的な形で造ったものに大きな自作したいかりのものを引っかけるような形、流木に引っかけて、それを電

動ウインチで引き上げるような形で全体量を把握しながら、うまくいけば流木を撤去ということで調査を始め、結果としましては、その調査の過程の中で全て流木を撤去、除去することができましたので、成果としては現地のほうの流木が除去できたという成果というふうに考えております。

（小泉）その流木は、台風とかのときではなくても、ふだん秩父のほうからのあれでやっぱり流れてくることは想定されているのでしょうか。

（道路課副参事）流木が流れてくるのを想定した上で流木よけがもう橋のほうには設置されているという状況で、ただそれがそこにずっと堆積するということろまでは想定はしていない状況です。

（小泉）常に流れてくるというていで、そこにたまらないように撤去をするための費用みたいな感じということによろしいのでしょうか。

（道路課副参事）橋の橋脚を守るのがもともとの目的。そこに、うまくよけていってくれればいいのですけれども、たまたま今回突発的に引っかかってしまって、それに対して雪だるま式的にそこに引っかかるものが増えていって量が増えてしまったという状況と考えています。

（小泉）次に、同じページ、水路改修事業についてなのですけれども、これ改修が必要な水路は今現在どれぐらいあるのでしょうか。伺います。

（道路課副参事）お答えします。

冒頭、決算の説明でもご説明いたしました、令和4年度の水路改修工事は、要望等に基づきまして、水路の蓋かけが3件、コンクリート打設2件、簡易土留めの設置で合計6件を実施いたしました。現在、水路の底板の底打ちのコンクリートですとか、かさ上げ、それから蓋かけ、フリームの新設などがございまして、約30件ぐらいの要望をいただいている状況でございます。今後は、その30件につきましては、改修の必要性ですとか優先順位、そういったものを考慮しまして順次整備を行っていく予定でございます。

以上です。

（小泉）その30件の要望というのものもあるのかと思うのですけれども、それ以外に職員の方が見回り、点検とかもしていると思うのですけれども、

そこで見たときに、あっ、これはまずいなというときの段階の優先順位というのは、30件の要望を先にやるのか、そこも含めての、一遍には全部できないと思うのですが、その辺の優先順位というのはどのような判断でやっているのか伺います。

(道路課副参事) 委員おっしゃるとおり、職員等が点検を行った場合に、どうしてもこれは危険だとか、幼児ですとか小学生とかが転落するですとか、そういったおそれのある緊急性のものにつきましては、今先ほど申し上げた優先順位ではなく、緊急性のほうを優先するような形にはなるかと思えます。

以上です。

(小泉) そしたら、次の306ページです。306ページの鳥害対策事業についてなのですが、これの具体的な対策内容と成果を伺います。

(都市計画課副参事) 鳥害対策として、主な内容としましては、ムクドリ対策、ムクドリが止まる木々の剪定を主に行っております。あと、カラスの巣の撤去なども行っております。

効果的なことですが、ムクドリ対策の効果としましては、大幅な効果はなかなか結果としては見られないところもあるのですが、継続的に赤見台地区とかムクドリが多いところの剪定を行っていきたいと考えております。

以上です。

(小泉) 今現在把握している中で、ムクドリに対しての鳥害対策をした箇所というのですか、鴻巣駅東口とか、この間も人がスピーカーを持ってやっていたのですが、その辺の箇所というのはいくつかあるのかかかって大体決まっているのかを伺います。

(都市計画課副参事) ここでいう鳥害対策については、主に公園の鳥害対策となりまして、一番多いのは赤見台の17号脇の、国道17号から熊谷バイパスに分かれる辺りから北鴻巣駅入り口の丁字路の左側にある赤見台緑地1というところなのですが、そこが一番剪定を行っております。あとは、要所要所、そういった苦情とかあったところを職員が確認して、剪定を行ったりしております。

以上です。

(小泉) そうすると、駅とかの管理はまた別の、駅のまた違うところでやっているのでしょうか。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えさせていただきます。駅につきましては、駅施設等の維持管理事業のほうで、北鴻巣駅の東口の駅前の樹木の剪定及び鴻巣駅の東口駅前広場のケヤキの剪定業務として木の剪定をさせていただいております。それに加えまして、人的に1回2名体制でムクドリを、嫌がる音を出す装置を使って、2人1組になって、大体夕暮れどきを目指しまして、5時から7時ぐらいまでの間、鳥を追い払うという作業をしております。効果は、やはり機械を使っている間にはあります。ただ、機械がなくなった後に、静かになった後にまた戻ってしまうという傾向がございます。現在鴻巣駅で、昨日も作業をしている状況です。

以上です。

(小泉) 多分ムクドリも無駄な殺生はできないとは思うのですが、大宮駅なんか私ちょっと行ったときに、スピーカーがあって、スピーカーが時間になると、ぎゃあぎゃあ、ぎゃあぎゃあ音が出るというような対策をしているのを見たのですが、その辺多分継続的に、木を切るか、そういうスピーカーを備えるとかという方法しかないのかなという部分であると思うのですが、ふんを、ふん害というのはですか、鳥のふんによって歩行者も道路もふんだらけになってしまうと思うのですが、今後スピーカーとかというのは検討しているのでしょうか。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 特にスピーカーをちょっと計画はしておりません。継続的に今やはり同じように音の出る機械で継続をしていこうと考えております。

以上です。

(小泉) あと、鴻巣地内において木にムクドリがいる、道路沿いの木々にもムクドリがいる箇所というのは大体、さっき言っていた赤見台のところとか、ドンキの通りとか、吹上でいえば西友の通りとかって大体場所は決まっているかと思うのです。その都度その都度やっているような

イメージでいいのですか。ほかの道路というのですか、その地域の方からは結構苦情なりという部分は来ているかと思うのですけれども、その辺の対応はムクドリのスピーカーをもってやっているのでしょうか、伺います。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えします。

機械が2台しかない状況ですので、やはり最初に駅広場をやって、ムクドリが駅広からまた別のところに行って、公園なり道路であると、その機械をバトンタッチして、今度は道路、公園で追い払いをするという状況が現実となっております。

以上です。

（小泉）それでは、次に314ページの市営住宅施設維持管理事業なのですが、今現在の利用率、先ほどの歳入の説明の中で入居数が261戸あるということで説明があったのですけれども、今現在の鴻巣市の市営住宅の利用率はどれぐらいなのでしょう、伺います。

（建築住宅課長）利用率、入居率ということでお答えさせていただきます。

現在、市営住宅8団地の住戸につきましては350戸ございますけれども、現在入居募集をしている団地につきましては、登戸、宮前、松原、小松、人形町、新宿の6団地、255戸（令和5年9月12日開催令和5年9月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「250戸」に発言訂正）となっております。これら6団地の入居率につきましては85%。また、入居停止している下谷団地と原馬室第2団地、こちらのほうは合わせて100戸となりますけれども、こちらの入居率については49%となっております。全体で74%ということでございます。

以上です。

（小泉）施設修繕費が1,020万ですか、かかっているということなのですが、住宅の老朽化という部分もあるかと思うのですけれども、今後新たな市営住宅を建てる予定とかというのはあるのでしょうか、伺います。

（建築住宅課長）今申し上げたように、市営住宅の入居率のほうは、空

室があるような状況になっておりますので、今すぐ入居者のほうが入れない住戸があるという状況ではございませんので、すぐに新しい施設を整備するということは今現在考えてはおりません。今ある住宅のほうを修繕しながら使っていくというように考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 2 分)

---

◇

(開議 午後 2 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢島) では、何点かお願いします。

最初に、278ページ、産業団地プロジェクトについてお伺いをいたします。この工事の進捗率、なかなか進捗率といいますが、時間軸なのか、費用的なものなのか、面的なものなのか、非常に分かりづらい部分はあるかと思うのですけれども、現在分かる範囲でこの工事の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 矢島委員のご質問にお答えいたします。

工事の進捗率につきまして埼玉県企業局に確認したところ、数字で表すということは難しいとの回答をいただきました。理由といたしましては、工事が細分化されており、工事ごとに発注時期、工事金額等が異なるからとのことです。現在の進捗状況についてですが、基盤整備工事及び水路整備工事が本年の6月末で完了しております。調整池の工事につきましては、第1期工事でコンクリートの壁体の工事をしており、10月末には完了予定となっております。また、7月からは盛土の整地工事が開始されている状況です。

以上です。

(矢島) この工事について、県側と定期的な協議、情報交換というのは行っているのでしょうか。県側との。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。

まず、埼玉県の工事を担当している企業局の北部支所から毎月、月初に工事の進捗状況の報告がごございます。この報告については、市の内部で共有を図っております。また、定期的ではないのですが、今進捗している造成工事に関して、市なりが決めること、県が決めること、それについては逐一情報を共有して、決めるべきときは協議をしている状況です。以上です。

（矢島）その協議等の中で、例えば住民の要望ですとか、住民からの意見、苦情も含めて、そういうものも県のほうにはしっかりとお伝えいただいているのでしょうか。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。地元の道永自治会、寺谷自治会、寺谷東自治会とは、例えば新たな工事を始める際には自治会長さんを通じて回覧を回していただくとか、年度当初には当然、自治会長さんが替わったときには、県の担当者、市の担当者を含めてご挨拶に伺っております。常々地元からのご要望及びご意見は伺っております。当然できるもの、できないものがあるのですけれども、埼玉県に対してはその要望、意見を伝えております。以上です。

（矢島）地元に対する説明会等の開催状況について、近々のものについてお答えください。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。まず、直近で、鴻巣市主催のものにつきましては、令和2年9月12日及び9月13日に都市計画における変更、市街化区域編入に関する説明会を開催しております。また、埼玉県企業局主催のものにつきましては、令和4年10月の16日に、これは工事の説明会、造成工事が始まる前の説明会を開催しました。以上です。

（矢島）その説明会等の中で地元の皆さんから出された意見についてはどんなものがあったのか、またその意見に対する回答、どのような回答をされたのかお聞きします。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。

まず、鴻巣市主催の都市計画の変更に関する説明会についてのほうなのですけれども、主に事業の費用に関すること、あと企業誘致、交通、道路や、あと環境に関する意見または質問をいただきました。その質問に関しましては、まず事業費とか企業誘致の関係なのですけれども、令和2年当時の状況を説明させていただきまして、交通、道路、環境に関するご意見につきましては埼玉県企業局へそのまま伝えるという回答をさせていただきました。

続きまして、埼玉県主催の令和4年の10月16日の工事説明会につきましては、まず工事施工に伴う砂じん等の発生、進出企業の立地に伴う電波障害といった近隣の住宅地への影響を心配されることや、造成工事中の通学路の安全確保、事故防止対策を講じるようにというような要望をいただきました。工事箇所に隣接する八幡神社についても、地元と十分な協議をして工事を進めてほしいという意見がございました。これらの意見につきましては、まず事業区域の外周に防じんネットを使用すること、またあと通学路の安全確保、工事中の事故防止対策を講じていくと。また、電波障害については、埼玉県のほうから企業側に申し伝えるというような回答を埼玉県のほうから回答いたしました。八幡神社につきましても、十分協議をして工事を進めていくというふうに埼玉県のほうから回答しております。

以上です。

（矢島）では、次に移ります。

288ページ、289ページ、建築住宅課の関係で一番下のほうの負担金、補助及び交付金のところのブロック塀等の撤去築造補助金についてなのですが、これの補助金を支出する事業についての内容について、どのようなことなのか、撤去築造とありますけれども、具体的にはどんなことなのかお聞かせください。お願いします。

（建築住宅課長）ブロック塀等撤去築造補助金についてということですが、こちらの補助制度につきましては、平成30年に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故をきっかけに設けられたものですが、市では令和元年7月よりこの補助金の制度を開始しております。

内容としましては、危険ブロック塀等を撤去し、または撤去した箇所において新たに生け垣等の設置を行った方に対して助成を行っているもので、大きく分けると危険ブロック塀等の撤去と、あと生け垣等の設置という内容になっておりまして、これら両方を併せて行った場合でも、個別に行った場合でも補助金のほうはお出しできるのですけれども、生け垣については撤去を行った場所に生け垣を設置する場合だけになりますので、まず最初にブロック塀の撤去をしていただく必要がございます。また、補助の金額のほうになりますけれども、危険ブロック塀の撤去工事につきましては、ブロック塀の見付面積1平方メートル当たり7,000円または工事費の額の少ないほうの額ということでございまして、上限は10万円です。また、生け垣等の設置につきましては、生け垣の長さ1メートル当たり1万円または工事費の額のどちらか少ないほうの額で、上限金額は20万円というふうになってございます。

以上です。

(矢島) 対象となるブロックということですが、これ危険かどうかということをも判断をするのでしょうか。危険かどうかと判断をするのは、どういう基準で判断をするのか。

それから、30年の事故については通学路だったと思うのですけれども、このブロック塀については通学路だけに限っているのか、それ以外も対象なのかお聞かせください。

(建築住宅課長) まず、対象となるブロック塀ということでございますけれども、こちらについては、高さが2.2メートルを超えるようなものや控え壁が3.4メートル以上となっていて建築基準法の規定に満たないもの、または傾きがあるもの、ぐらつきがあるもの、あとはひび割れがあるものなどが対象となっております。

通学路にあるものが対象かということでございますけれども、この補助金については通学路だけが対象というわけではないのですけれども、公道に面したブロック塀が対象ということになっております。

以上です。

(矢島) その対象となるブロック、先ほど言った傾きですとか、ひびで

すとかって、それは本人からの申出で発見をしているのか、それとも職員の方がきめ細かく見回り、現場に行って、こういうブロックがあるよということでその対象のブロックを見つけ出しているのか、どちらなのでしょうか。

（建築住宅課長）基本的には、市の職員がパトロール、見回り等をしての、そういったことでの発見というのはやってはございません。主に今行っているのが、この地震があった後に市のほうで通学路の危険な塀について見回りをしましてリストアップしたものがございますけれども、こちらのうち、その後撤去をされたりとか、あとブロック塀でなかったものなどを除いた、現在66件のブロックを把握しております。こちらのブロック塀を対象に個別に現在訪問のほうをしておる状況で、訪問しながらそのブロック塀を再度判定を行い、その危険性について説明をしております。と同時に補助金の案内もしているような状況でございます。以上です。

（矢島）最後に、補助金ですので、実績報告ですとか、そういうのを求めていると思うのですけれども、現場の最終的な確認というのはきちっと職員のサイドで行われているのでしょうか。

（建築住宅課長）補助金をいただいたものにつきましては、工事が終わった後に報告書をお出しいただいておまして、その中に写真等をつけていただいております。そちらの写真と、あと廃棄物等についてのマニフェスト、そういったものをつけていただいて、書類のほうで審査させていただいているような状況で、現場のほうは個別には確認していない状況です。

以上です。

（矢島）現場は確認しない。どうなのでしょう。今後私はしたほうがいいのかと思いますけれども、マンパワーの関係ですとか、いろいろあるかと思うのですけれども、やはりペーパー上だけというのはいかななものかなと思うのですけれども、最後に見解を伺います。

（建築住宅課長）ブロック塀の撤去された後、そのまま何も造られないという方はほとんどいらっしゃらないと思いますので、その後どういっ

た使われ方がしているかというのは個別に現地のほうを訪問して確認していきたいと思います。

以上です。

（矢島）では、次です。

300ページ、同じく建築住宅課のものですけれども、大規模盛土造成地の変動予測調査委託料について伺います。この調査をすることになった経緯について、まずお伺いをします。

（建築住宅課長）大規模盛土造成地変動予測調査の経緯ということでございますが、こちらは過去の大地震の際に大規模に谷埋めされた盛土造成地で滑動崩落による被害が多発したことを受けまして、国のほうで宅地耐震化推進事業ということで事業を起こしまして、そちらの一環で行われているものでございます。地震時の安定性を判定し、安全性を確認するというような調査になっております。調査は大きく3段階に構成されておりまして、1次調査、あと2次調査の計画のための調査、それと2次調査ということですが、1次調査につきましては、本市の区域につきましては平成22年に埼玉県が調査を行っておりまして、新旧の地形図、空中写真、地形データ、標高データなども利用して抽出を行っており、市内に10か所の盛土が抽出されておりました。その後、令和2年度に市のほうでこの10か所について2次調査の計画のための調査を行っておりまして、こちらの調査で現地踏査等を行う中で、結果9か所は対象外と判定されております。残る1か所については、国からの交付金の状況などを考慮して、令和3年度に予算の補正を行って、令和4年度に調査を行っております。

以上です。

（矢島）幸いに危険だと思われるような地域というのは1か所ということなのですが、その前の10か所を県のほうが様々な形で危険ではないかというふうな抽出をされたわけですが、市としては何か現地の調査等は行ったのでしょうか。

（建築住宅課長）こちらの事業については、埼玉県のほうが行った事業でございまして、その10か所については、判明した後、埼玉県のホーム

ページで公表のほうをしていた状況です。現在は1か所だけということになりましたので、公表のほうはしていないのですけれども、そのような形で公表して、広く住民の方に知っていただくというような形で行っておったものですが、市のほうでは特段個別の調査というのはその時点ではしておりません。

以上です。

(矢島) この質問の最後なのですからけれども、その1件の調査結果はどうなったのでしょうか。

(建築住宅課長) 調査では、機械ボーリング2か所、標準貫入試験1か所、室内土質試験や地下水の観測などを行いまして、最終的には安定解析を行った結果、通常時、中規模の地震時、あと大規模の地震時、それぞれいずれにおいても安全率を上回りました、安全ということが確認されております。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。

続いて、道路課の関係ですが、290ページ、主に293ページなのですからけれども、負担金の関係です。鴻巣川島線、それから足利鴻巣線、そして東松山鴻巣線、それぞれの同盟会の構成団体名と、一緒に聞いてしまいますけれども、その活動内容、それとそれぞれの課題についてお聞かせください。

(道路課副参事) お答えします。

主要地方道鴻巣川島線整備促進期成同盟会負担金の内容でございますが、構成市といたしまして、こちら鴻巣市、東松山市、吉見町、川島町となっております。活動内容としましては、埼玉県ですとか国土交通省に対しまして、歩道の未整備箇所、交差点改良箇所、未改良区間の早期事業化、JR高崎線との立体交差化を求める要望活動のほうを行っております。課題といたしましては、要望から着手までに非常に長い時間がかかっておりまして、さらに時間を要している。また、吉見町の未改良区間につきましては、まだ事業化のめどが立っていないというような状況ということが課題となっております。

続きまして、足利鴻巣線新設整備促進同盟会につきましては、構成市としまして、足利市、館林市、行田市、鴻巣市、大泉町、板倉町、邑楽町、千代田町、明和町となっております。こちらの活動内容としましては、歩行空間の確保ですとか交差点の早期改良を求める要望活動のほうを行っております。課題といたしましては、交通量の増加への対応の推進、それから鴻巣市にも該当するのですけれども、武蔵水路沿いの歩行空間の確保ですとか、羽生妻沼線の交通渋滞の緩和に向けての課題がまだ残っている状況でございます。

最後に、主要地方道東松山鴻巣線整備促進期成同盟会についてお答えいたします。こちらの構成市としましては、鴻巣市、吉見町、東松山市となっております。活動内容としましては、埼玉県、それから国土交通省に対しまして全線4車線化の早期事業着手を求める要望を行っております。こちらの課題につきましては、まだ全線4車線化に至っていないため、効果が限定的であるというような課題は持っております。

以上となります。

（矢島）しっかりとした目的と、それから課題も把握されているということで、こういう中で市として例えば優先順位はどのようにつけているのか、つけていないのか、つけられないのか、その辺の考えについてお聞かせください。

（道路課副参事）優先順位ということなのですけれども、こちらにつきましては、ご存じのとおり県の事業でございますので、当然こちらも鴻巣市に関連する道路でございますので、特にここを重点的にというのは県のほうである程度方向性は持っているかと思うのですけれども、鴻巣市としては、先ほど申し上げた県道につきましては同じような形で整備のほうを要望していきたいと考えております。

以上です。

（矢島）どの路線も平等にというのは非常に耳障りがいいのですけれども、でもやはり鴻巣市内を通る路線ですので、それなりに市としては、ここ、次はここ、もしくはここが最重要だというふうな考えを持ちながら取り組むことが必要なのではないかなと思います。最後にその見解

を伺います。

（道路課副参事）先ほどご説明しました鴻巣川島線、それから足利鴻巣線、そして東松山鴻巣線、3路線につきましてご説明申し上げましたが、この中でも鴻巣川島線につきましては、JRの立体化というのは以前からも、これは非常に叫ばれておりまして、こちらは強くこれから整備の推進について鴻巣市としては活動していきたいなというふうに思っております。

以上です。

（矢島）では、続きまして295ページ、道路改良事業のところなのですが、ちょっと大枠についてお聞かせいただきたいのですが、市民からは様々な要望ですとか、もしくは苦情になるようなものもあるかと思うのですが、道路改良について、それらの要望、年間どのぐらいあったのかお伺いをいたします。

（道路課副参事）お答えします。

道路の要望についてということですが、こちらにつきましては道路改良と道路改修事業というのがございまして、どちらも要望に基づいて整備を行っているものでございますので、そちらも一緒にご説明させていただきたいと思っております。令和5年の7月末現在のデータではございますけれども、令和4年度の道路改良の要望数は10件となっております。それから、道路改修の要望は17件、両方で27件の要望を令和4年度におきまして受けております。ちなみに、令和5年度7月末現在と申し上げましたのは、今年度におきましても既に14件の要望をいただいているところです。それから、それに当たりまして実施の件数でございますけれども、令和4年度の実施件数といたしまして道路改良が13件、道路改修としまして15件、合計28件の実施件数であります。それと、未処理の件数といたしまして、道路改良として142件、道路改修工事として64件、合計206件の未処理の件数を抱えている状況でございます。

以上でございます。

（矢島）ちょっと数字の捉え方が非常にばらばらなのではないかなと思ったのですが、改良が10件に対して実施したのが13件とか、ちょ

っと数字の捉え方が違うのではないかなというのと、あまりにも数字が少なかったのが驚いてしまったのですけれども、これは例えば一定の書式か何かがあって、それで市側に提出されたものとか、電話とか、直接役所に赴いてとか、それ全て含んでこの件数なのでしょうか。

(道路課副参事) 申し訳ございません。先ほど申し上げました件数に対しての実施件数でございますけれども、要望、例えば道路改良につきまして10件の要望に対して実施件数が13件というふうにお答えしたのでございますけれども、この13件というのは以前から積み上がっている案件も含めて予算の範囲内で実施していることから、要望数を上回っている状況になっております。

以上です。

(矢島) 分かりました。例えば令和4年ではなくて令和3年とか2年とかに要望があったものも実施しているから、実施件数がこうなってしまうよということでしょうか。分かりました。

それでは、次です。296ページになります。上尾道路接続市道整備事業なのですけれども、先ほど前任者のほうからも質問があった中で、この上尾道路と交差する市道というのが9路線あるということでした。今回この測量委託料はそのうちの1件ですよというお話だったと思うのですが、その9つの路線というのは具体的にどこなのか、まずお伺いさせていただきます。

(道路課副参事) お答えします。

先ほどお答えした9路線というのは、市で整備する9路線ということで、市道番号1つに対しての1路線ということで9路線とお答えしました。それと、委員さんの質問の上尾道路と交差する市道なのですけれども、国道と県道を含めます。国道1か所、県道3か所、市道7か所、合わせて11か所です。ほかに1か所、本線下を交差するアンダーもあります。全部で12か所です。

(矢島) 今回の測量委託料なのですけれども、上尾道路と交差する市道を整備するに当たっていろんな工程があると思うのですが、そのどの段階にこの測量というのが当たるのか、一番最初の部分なのか、2番目な

のか、3番目なのか、4番目なのか、どの部分に当たるのか、全体の工程も示しながら、今この測量というのはこの部分ですというのをお示しいただきたいと思います。

(道路課副参事) 令和4年度に行いました路線測量、これは市道を整備する中で一番最初の測量となります。その後に道路の設計、予備とかの詳細というのですけれども、その設計を行います。その後にその道路の境界、民地との境界を確認する用地測量、それとその用地測量に伴って物件があれば物件調査、その後、用地買収、土地と建物ですけれども、用地買収、土地で、建物等の物件補償、最後に工事というような流れで上尾道路接続市道整備事業は行っていきたいと考えております。

(矢島) 一番最初ということで、これが市道についてはまだまだずっと今後続いていくと。上尾道路の進捗状況に応じて工事を進めていくと。例えば何本かまとめてやるということではなくて、上尾道路の進捗状況に応じて逐次工事というか、この手順で1本1本行っていくということによろしいのでしょうか。

(道路課副参事) 国土交通省の事業、上尾道路なのですけれども、この上尾道路の事業ですけれども、ちょっと現時点、国から具体的な開通とかの、供用開始のスケジュールが示されていないのですけれども、供用開始、事業終了年度は全然示されていないところの中で、国と調整して、今後もこの上尾道路接続市道整備事業は進めていきたいと思っております。

(矢島) 今お聞きしたのは上尾道路と交差する市道なのですけれども、では上尾道路と交差しない、上尾道路の副道に接続してしまう、要は上尾道路を越えて行き来ができなくなってしまう市道というのも当然出てくると思うのですけれども、これは鴻巣市内で何本あるのかお聞かせください。

(道路課副参事) 上尾道路の本線に接続できずに、その脇の副道、サービス道路なのですけれども、これに接続する箇所ですが、大宮国道事務所的设计説明会図面で確認しました。鴻巣地内、上尾道路東側、上り線側なのですけれども、大体約60か所。西側、下り線側約50か所です。

以上です。

(矢島)では、この100か所というのを、今後上尾道路の工事が進んでいく中で、逐次認定、廃止の手続を1本1本取っていくということによろしいのでしょうか。

(道路課副参事)認定、廃止の件につきましては、今後ちょっとまた検討していきたいと思っております。すみません。

(矢島)何で検討する、どういう検討をするのでしょうか。

(道路課副参事)国のほうが供用開始のエリアをどういった形でするかもまだちょっと今現実に分からない状況ですので、その状況をちょっと踏まえながら今後検討していきたいとは思っております。

(矢島)しつこくてごめんなさい。認定と廃止をしなければならないのではないですか。別なやり方というか、方法というか、そういうことも可能性としてはあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長)基本的に上尾道路に伴いまして道路が分断される道路、あとは副線の道路ですか、副道といいますか、副道に接続する道路とございますので、こちら先ほど午前中見ていただきましたが、廃止と認定という作業が出てきます。そちらのほうは基本的に上尾道路のほうの進捗を見ながら進める方向で考えております。

以上です。

(矢島)今日行ったようなことが今後100本、一遍にはないですけども、出てくるのかと思うとちょっと、失礼な言い方ですけども、ぞっとするような事務量になってしまうので、職員の負担がすごいのではないかなと。また、道路台帳の整備にも、これ委託でたしか行っていると思うのですが、これに対しても相当な費用がかかってくるのではないかなとか、先ほど言った職員の負担もあるのですけれども、これらの整備に関して国からはどのような支援が、国道ですからあると思うのですけれども、国からはどのような支援があるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長)現在、上尾道路の道路の認定、廃止、道路台帳の整備等についての補助等の話はお伺いしておりません。今後必ずかかってくるものなので、こちらのほうからちょっと確認をするよう

に対応していきたいと思っております。また、おおよそ、先ほど申し上げました上りが60か所、西側が50か所という答弁をさせていただきましたけれども、かなりの数となりますので、そこら辺は例えば業務委託を出すですとかの方法も検討しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

（矢島）ありがとうございました。

続いて、300ページ、都市計画課なのですけれども、駅施設等維持管理事業の中の鴻巣駅施設予備調査委託料についてお伺いをします。ちょっと時間がないので申し訳ないのですけれども、調査の具体的な内容と、この調査をした結果についてお伺いいたします。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）矢島委員のご質問にお答えいたします。

鴻巣駅施設予備調査委託料のまず具体的内容ですが、JR鴻巣駅の改札階の自由通路と鴻巣駅東口駅前広場との間にエレベーターを設置するに当たり、関係法令、またインフラ等の条件を整理し、JR東日本等との関係機関との協議を実施し、できる位置、仕様ですね、あとデザイン等、これらのエレベーターの基本方針を策定し、概算工事の費用を算出いたしました。内容としては以上です。

その調査結果についてですが、基本方針といたしまして、まず1番目、エレベーターの仕様といたしまして、一方向の出入口の定員15名という仕様になりました。2点目としまして、設置位置につきましては、エレベーターと既設の自由通路を接続する場所を選定し、これひさし下部に床を設ける連結案という、ちょっと専門用語的なことですが、連結案を採用することにしました。3番目として、構造は鉄骨造りの2階建てになります。最後、概算費用といたしまして、約1億3,000万円弱の費用がかかるという主な調査結果が出ました。

以上です。

（矢島）よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、304ページ、公園維持管理事業、全体的なことなのですけれども、樹木の少ない、日陰の少ない公園についての考え方についてお伺い

をいたします。異常な暑さが続く昨今でございます。この日陰づくりに対する考え方、熱中症対策についてお伺いいたします。

(都市計画課副参事) 質問にお答えします。

公園に日陰がないというご意見は、今年度結構猛暑の日が続いて、多くいただいております。樹木がまだ育たない、まだ小さいところについては、それが大きくなるのを待つしかないかなというところはあるのですが、それでも、まずもって今施設としてパーゴラ、格子状の屋根があるような設備があるところにつきましては、屋根によしずをかけたたりして一時的に日陰になるような対策は今年度取っております。熱中症対策としては、その辺のよしずをかけたたりとか、そういったところのほかは、公園利用者が個人的に熱中症アラートが発令されているときは利用を控えていただいたり、市のホームページにも掲載していますけれども、小まめな水分補給と休息をしていただければと思っております。

以上です。

(矢島) 樹木があるところについては、その成長を待つという、どちらかというところ非常に消極的なお話なのかな。災害級の暑さ、外に出るのではないよと言われてしまえばそれまでなのですけども、それでいいのかどうか、その見解を最後に伺います。

(都市計画課副参事) 樹木を大きくなるのを待つというだけではなくて、日陰になるような施設、その辺も設置できるよう、今後それに対して予算化ができるよう、ちょっと努力はしていきたいと考えております。

以上です。

(矢島) すみません。312ページ、下水道の補助金ですが、この天文学的数字の補助金についての見解を伺います。どういうふうに考えているのか、独立採算制云々という話も当然ある中でのこの補助金の在り方について、見解を伺います。

(経營業務課長) お答えいたします。

今補助金が決算で6億6,000という形で出ておりますが、これは汚水処理費用が使用料収入より上回っており、使用料収入だけでなく、一般会計からの補助により汚水処理原価を回収することの状況になっておりま

す。下水道施設が普及していることにより、その便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じていることも確かです。こうしたことから、その対策として料金の適正化を図る必要があると認識しております。今年度、来年度で上下水道事業運営審議会を開催し、下水道事業経営戦略の中間見直しを行っていきます。その中で投資財政計画の見直しを行い、能率的な経営の下における適正な原価について検討をしていく予定です。

以上です。

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。  
本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後3時05分）